
浜田市国土強靱化地域計画

令和2年9月

島根県 浜田市

目次

第1 基本的考え方	1 ~ 3		
1 計画策定の趣旨	2 計画の位置づけ	3 計画期間	4 計画の推進
5 基本目標と事前に備えるべき目標			
(1) 基本目標 (4項目)			
(2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標 (8項目)			
6 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針			
第2 地域特性	4 ~ 7		
1 地形・地質	2 気象	3 人口	4 道路
5 公共交通	6 港湾・漁港	7 その他	
第3 災害の想定	8 ~ 9		
1 風水害	2 地震	3 津波	4 雪害
第4 脆弱性評価	10 ~ 11		
1 脆弱性評価の実施			
2 「起きてはならない最悪の事態」の設定			
3 脆弱性評価の結果			
第5 施策分野と推進方針	12 ~ 29		
1 施策分野の設定	12		
2 施策分野ごとの推進方針	13		
(1) 行政機能	13		
(2) 住宅・都市・土地利用	15		
(3) 保健医療・福祉、教育	17		
(4) エネルギー、ライフライン	20		
(5) 情報通信、情報伝達	21		
(6) 交通・物流	21		
(7) 経済産業	23		
(8) 国土保全	24		
(9) 環境	25		
(10) 横断的分野 (避難訓練・防災組織・防災教育)	26		
(11) 横断的分野 (老朽化対策)	28		
別紙 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	30 ~ 54		

第1 基本的考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、これまで幾度となく豪雨災害に見舞われており、昭和の時代には4度（S33年、S47年、S58年、S63年）、平成の時代には2度（H25年、H29年）にわたって甚大な被害を受けた。

また、平成23年に発生した東日本大震災をはじめ、近年は、全国各地でこれまでに経験したことのない災害が発生しており、まさに災害の脅威に直面し続けなければならない事態となっている。

このことから、本市では「第2次浜田市総合振興計画」の施策大綱に「災害に強いまちづくりの推進」を掲げ、過去の災害を教訓に防災対策を進めつつ、各種施策に取り組んでいる。

今後、更なる災害が発生した場合に、行政と市民が結束して対応し、生命・財産が守られるよう事前の備えを進めるとともに、持続可能で強靱な地域づくりを進めるために「浜田市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）第13条に基づき策定する計画であり、「国土強靱化基本計画」や「島根県国土強靱化計画」と調和するとともに、「第2次浜田市総合振興計画」と整合を図りつつ、「浜田市地域防災計画」をはじめとする本市各種計画の指針となるものである。

3 計画期間

本計画の推進期間は、令和2年度から令和7年度までの概ね6年間とする。ただし、施策の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直すこととする。

4 計画の推進

第2次浜田市総合振興計画や浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、市の他計画との連携を図るとともに、国・県の強靱化計画と調和をとり、PDCAサイクルによる評価・検証を繰り返しながら計画を推進する。

また、庁内横断的な体制のもと、施策の着実な推進を図るものとする。

5 基本目標と事前に備えるべき目標

(1) 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

(2) 基本目標を達成するための事前に備えるべき目標

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6 国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する
- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担し、強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

第2 地域特性

1 地形・地質

(1) 地形

本市は、島根県西部の日本海を望む位置にあり、東は江津市と邑南町、西は益田市、南は広島県に隣接している。

市の大部分は、丘陵地や山地で、中国山地が日本海まで迫っており、また、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線は、優れた自然環境と天然の良港をもたらしている。

市には、下府川、浜田川、周布川、三隅川等の主要河川が流れており、水質源に恵まれ、河川の下流域には平地を形成して市街地や農地が展開されている。全体として、まとまった平地は少ないが、豊かな自然を有し、多面的機能をもつ中山間地域に恵まれ、国土及び環境の保全や地下水の涵養等に大きな役割を果たしている。

総面積は 690.68 km²と、島根県内で 2 番目の広さを有し、島根県の総面積 6,708.27 km²の 10.3%を占めている。

(2) 地質

本市における表層付近の地質は、古生代（1 億 9000 万年より前）から第四紀（200 万年前から現在まで）の堆積物で構成されており、その分布は島根県地質図に示すとおりである。

特色として市の北東部から南西部にかけて帯状に古生代の変成岩類が分布し、この古生代層を東西に分断するように、中生代の火山岩類や深成岩類、新第三紀の火山岩類が分布している。

また、本市の浜田川の北東部には、新第三紀中新世から鮮新世に堆積した唐鐘累層や都野津累層（礫・砂・泥）が分布し、丘陵地を構成している。

このように、市の大半は古生代及び中生代、新第三紀の堆積物で構成され、第四紀の堆積物は、長浜町の南部で確認される、霞石玄武岩や国分寺層と呼ばれる古砂丘堆積物、完新世（1 万年前～現在に形成された地層）の堆積物で構成されている。

これらの堆積物は、海岸部付近や下府川、浜田川、周布川に沿って分布しているが、特に軟弱な完新世堆積物は、海岸に近い谷底平野や海岸平野で確認され、その地層構成は 20 から 30m 程度の泥層の上に液状化しやすい砂を載せている。

国分町や久代町の海岸付近には砂丘が発達し、粒径が均一な砂で構成されている。

このように、本市の大半は新第三紀よりも古い堆積物で構成されている。

このため、降雨雪などの影響を受けやすく、たえず風化浸食作用が起こっており、崩壊しやすい急傾斜地をつくる山地と、保水力の極めて乏しい土地に、風水害が起こりやすい地理的条件下にあるといえる。

本市の地質構造は、1872年の浜田地震（M7.1）の際には、豊ヶ浦付近の海岸（波食棚）が広く隆起するなどの地殻変動が見られたことから、この沖合に活断層が分布するとも考えられている。隆起地域は、長浜町海岸部～黒川町～国分町にかけての地域で、黒川町と長沢町にかけ引いた線より北西側は、沈降している。

2 気象

本市の気候は、対馬暖流の影響で比較的温暖であり、冬季の積雪は、中山間地域を除き少なく、自然環境や居住条件に恵まれた地域である。

■ 平均値（年・月ごとの値）

要素	降水量 (mm)	気温（℃）			風向・風速（m/s）	
	合計	平均	最高	最低	平均	最多風向
統計期間	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1981 ～2010年	1990 ～2010年
資料年数	30	30	30	30	30	21
1月	101.3	6.0	9.2	2.8	4.7	西
2月	85.1	6.2	9.9	2.6	4.4	東北東
3月	122.4	8.7	12.9	4.3	4.1	東北東
4月	116.5	13.3	17.8	8.7	3.8	東北東
5月	144.9	17.4	21.8	13.1	3.2	東北東
6月	197.3	21.1	25.0	17.7	2.9	東北東
7月	276.5	25.2	28.6	22.3	3.2	南西
8月	122.7	26.5	30.4	23.2	2.9	東北東
9月	180.8	22.6	26.6	19.1	3.1	東北東
10月	103.0	17.4	21.9	13.3	3.4	東北東
11月	109.0	12.8	17.0	8.9	3.9	東北東
12月	104.4	8.6	12.0	5.2	4.7	西
年	1663.8	15.5	19.4	11.8	3.7	東北東

（松江地方気象台 浜田気象観測所）

3 人口

本市の人口は、過去 2 回の国勢調査結果の推移では減少傾向にあり、人口分布においては、旧浜田市に集中している。

高齢化率においては、各自治区とも全国有数の高齢化の進んだ島根県の高齢化率を上回っており、特に中山間地域における高齢者への配慮が必要となる。

自治区	H27 年国勢調査結果		H22 年国勢調査結果		増 減		
	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口増減 (人)	増減率 (%)	世帯増減 (世帯)
浜 田	41,777	18,399	43,905	18,584	▲ 2,128	▲ 4.8	▲ 185
金 城	4,426	1,641	4,622	1,704	▲ 196	▲ 4.2	▲ 63
旭	4,243	1,215	4,888	1,314	▲ 645	▲ 13.2	▲ 99
弥 栄	1,343	531	1,494	591	▲ 151	▲ 10.1	▲ 60
三 隅	6,316	2,712	6,804	2,779	▲ 488	▲ 7.2	▲ 67
合 計	58,105	24,498	61,713	24,972	▲ 3,608	▲ 5.8	▲ 474

(資料：国勢調査)

4 道路

本市の道路網は、東西には国道 9 号が走り、南北には浜田自動車道、国道 186 号、主要地方道、一般県道が走っており、更には国道と県道を補完した生活の支えとなる市道によって構成されている。

これらの道路網は、災害時における避難及び救援物資の輸送等で大きな役割を果たすものである。

5 公共交通（鉄道、バス路線等）

本市の公共交通は、東西に JR 山陰本線が貫いており、8 つの駅（久代、下府、浜田、西浜田、周布、折居、三保三隅、岡見）がある。このうち、浜田駅と三保三隅駅は特急列車の停車駅であり、広域の東西公共交通の拠点ともなっている。

バスは、民間バス事業者による路線バスと市営バスが運行されており、JR 浜田駅を中心として、地域の生活拠点を結ぶ市内路線と、江津市・益田市への東西を結ぶ路線、更には広島・大阪方面を結ぶ路線が運行されている。

また、路線バスや市営バスがカバーできない地域には、予約型乗合タクシーを導入

するなど、公共交通の移動手段の確保に努めている。

6 港湾・漁港

本市には重要港湾の浜田港と三隅港がある。さらに特定第3種漁港の浜田漁港と第2種が2港、第1種が5港ある。

これらの施設は、各種災害時には輸送手段等において期待されるものと考えられる。

7 その他

(1) 火力発電所

浜田市三隅町には、中国電力三隅発電所が立地している。

(2) ダム

市内には7基のダムが立地し、治水と発電に重要な役割を果たしている。

特に水害時の洪水調整機能をはじめ、あらゆる災害において重要な施設であることから、関係機関において情報を共有する必要がある。

浜田川 … 浜田ダム、第二浜田ダム
周布川 … 周布川ダム、大長見ダム、長見ダム
三隅川 … 木都賀ダム、御部ダム

第3 災害の想定

本計画では、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件及び過去の災害発生状況を考慮し、以下の大規模自然災害を想定する。

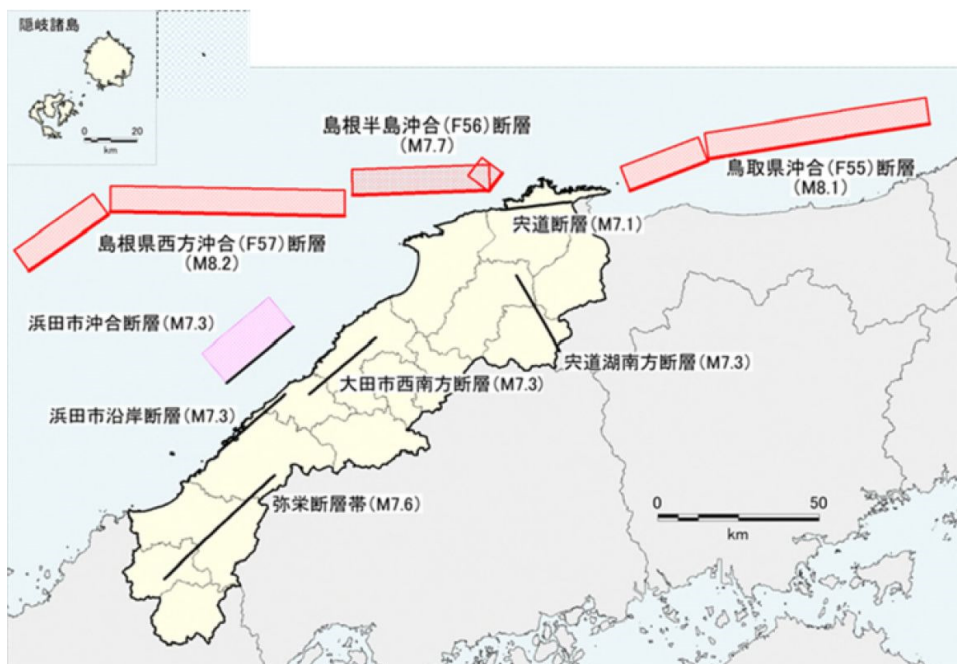
1 風水害

次の昭和 58 年 7 月の山陰豪雨と、平成 3 年 9 月の台風 19 号を想定災害とする。

想定災害	山陰豪雨 (昭和 58 年 7 月 20 日～23 日)	台風 19 号 (平成 3 年 9 月 27 日～28 日)
気象概況	<ul style="list-style-type: none"> ○時間最大雨量 91.0 mm (浜田) 23 日 1 時 40 分 ○日最大雨量 331.5 mm (浜田) 23 日 ○総降水量の最大値 521.5 mm (浜田) 19 日 21 時 20 分から 23 日 15 時 20 分まで 	<ul style="list-style-type: none"> ○最大瞬間風速・風向 56.5m/s (松江) WSW ○最大風速・風向 28.5m/s (松江) W ○総降水量の最大値 43.0 mm (西郷)

2 地震

島根県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、浜田市で最も大きな影響を及ぼすとされる「弥栄断層を震源とする地震」を想定災害とする。この地震では、マグニチュード 7.6、震度 6 強、浜田市街地を中心に液状化被害が予測される。



3 津波

島根県が公表した津波浸水想定及び島根県地震・津波被害想定調査報告書に基づき、浜田市に影響のある3つの海域地震を対象として以下のとおり想定する。

想定地震名	地震の規模(MJ)	津波到達代表地点	津波最高水位(m)	最大波到達時間(分)
青森県西方沖合(F24)断層地震	8.4	折居漁港	1.87	255
島根県西方沖合(F57)断層地震	8.2	折居漁港	4.85	40
浜田市沖合断層地震	7.3	浜田港	1.68	15

4 雪害

昭和38年豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪霰のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

[昭和38年豪雪の状況]

昭和38年豪雪では、昭和37年12月30日から翌年2月6日までの39日間にわたり降雪が続き、記録的な豪雪となった。

島根県内の被害状況は次のとおり。

・人的被害	死者33人、負傷者53人
・住家被害	全壊204棟、半壊455棟、一部損壊1,094棟
・非住家被害	全壊555棟、半壊433棟
・罹災者	2,237人(577世帯)

第4 脆弱性評価

1 脆弱性評価の実施

現行の浜田市地域防災計画における予防計画を踏まえ、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、次に示す「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに脆弱性の評価を行った。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）は、「事前に備えるべき目標」ごとに検討し、次のとおり 31 項目を設定した。

■ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ。	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する。	3-1	行政機能の機能不全
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

5 経済活動を機能不全に陥らせない。	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	農地・森林等の被害による国土の荒廃
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

3 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価」については、別紙（30頁以降）に示すとおりで、これを踏まえて推進方針を「第5 施策分野と推進方針」において示すこととする。

なお、その推進方針に基づいて本計画の推進期間中（令和2年度から令和7年度まで）に実施する事業の一覧は別に示すこととし、その内容は浜田市中期財政計画を踏まえて見直すこととする。

第5 施策分野と推進方針

1 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を回避するため、次のとおり施策分野を設定した。

■施策分野

(1) 行政機能	(1)-1	防災活動体制の強化
	(1)-2	消防、救急救助体制の整備、火災予防
	(1)-3	行政機能の維持
	(1)-4	防災施設等の整備、建築物の災害予防
(2) 住宅・都市・土地利用	(2)-1	建築物の災害予防
	(2)-2	応急仮設住宅、危険度判定
	(2)-3	都市づくり・土地利用
	(2)-4	危険物施設の安全化
(3) 保健医療・福祉、教育	(3)-1	保健・医療救護体制の強化
	(3)-2	要配慮者等の対策
	(3)-3	災害予防
(4) エネルギー、ライフライン	(4)-1	エネルギー対策
	(4)-2	ライフライン施設の安全化
(5) 情報通信、情報伝達	(5)-1	情報伝達体制の整備
(6) 交通・物流	(6)-1	交通施設の安全化、輸送路の整備等
	(6)-2	物資調達、輸送体制の整備
(7) 経済産業	(7)-1	企業における防災対策等
	(7)-2	帰宅困難者対策
	(7)-3	農林水産基盤の強化
(8) 国土保全	(8)-1	河川、海岸の災害防止
	(8)-2	土砂災害等の災害防止
(9) 環境	(9)-1	生活環境に関する施設等の安全化
(10) 横断的分野 (避難訓練・防災組織・ 防災教育)	(10)-1	防災組織等の活動環境の整備
	(10)-2	防災教育、人材育成
(11) 横断的分野 (老朽化対策)		

2 施策分野ごとの推進方針

「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価を踏まえ、施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

(1) 行政機能

(1)-1 防災活動体制の強化	
推進方針	担当課
○避難所の確保、環境整備 ・地域住民に災害種類における地域の危険性を把握してもらうことに努め、災害種類全てに避難可能な避難所の整備を検討する。	防災安全課
○備蓄物資の充実、受援拠点の整備 ・あらゆる状況に対応できるよう十分な備蓄物資の整備に努める。また、これらの物資を管理し、かつ、国や他自治体等からのプッシュ型支援物資の受領及び配送拠点となる備蓄倉庫の整備を検討する。	防災安全課
○避難所のエネルギー確保 ・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備や教室の利用など、有事の際の対応を検討するとともに、非常用発電機等のレンタルが可能な団体との協定を進める。	防災安全課

(1)-2 消防、救急救助体制の整備、火災予防	
推進方針	担当課
○災害用臨時ヘリポートの選定、整備 ・臨時ヘリポートの有効性を検討し、ヘリポートを含む防災総合拠点の整備と活用できる体制づくりを進める。 ・公民館のグラウンドに、夜間でも離着陸できる機器の整備やアスファルト整備等を検討する。	防災安全課 生涯学習課
○出火防止 ・大規模災害時における火災の発生や延焼拡大を防止するため、通電火災等の啓発活動や消防訓練を行う。また住宅用火災警報器や消火器等の設置を促す。	予防課
○消防施設等の充実強化 ・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。	警防課
○消防車両等の充実強化 ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応するため、必要な消防車両や資機材の整備を推進する。	警防課

○消防水利の充実強化 ・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足率の向上に努める。	警防課
○消防団施設、車両等の充実強化 ・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な施設や車両等の整備を推進する。	警防課
○消防・防災ヘリポートの整備 ・施設の維持を図るとともに、外部からの支援に対応できる24時間使用可能なヘリ接地帯の整備を検討する。	警防課
○まちかど救急ステーションの充実強化 ・まちかど救急ステーションの充実を図り、質を維持し、事業を継続する。	警防課
○高機能消防指令センターの維持管理及び整備 ・令和6年の施設更新及びそれに向けた定期点検や必要な部品の交換等を実施する。	通信指令課
○通信施設代替ルートの確保 ・消防本部以外にも緊急通報回線を整備して冗長性を持たせ、消防本部が被災した場合においても緊急通信を可能にする。	通信指令課

(1)-3 行政機能の維持	
推進方針	担当課
○重要データの遠隔バックアップ ・災害時に業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。	総務課
○ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）の策定と運用 ・大規模災害時においても業務を継続することができるよう、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。	総務課
○業務システムのサービス利用 ・大規模災害時においても各業務システムを継続稼働させ、データ消失を防止できるよう、災害に影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。	総務課
○行政ネットワーク等の整備 ・大規模災害時においても行政ネットワークが使用できるようになるため、通信回線やネットワークの二重化等の対策を推進する。	総務課
○業務継続性の確保 ・実際の災害時を想定し、より有効な業務継続計画（BCP）の見直しを進める。また、BCP拠点の整備を進める。	防災安全課

(1)-4 防災施設等の整備、建築物の災害予防	
推進方針	担当課
○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等 ・災害予防、バリアフリー化等を検討する。	行財政改革推進課 各支所防災自治課
○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等 ・適宜、公共施設の災害予防、耐震性の確保等を推進する。	各施設所管課
○公共施設の適正化 ・公共施設等総合管理計画に基づき、施設の適正な配置を推進する。	行財政改革推進課 各施設所管課
○消防施設等の充実強化【再掲】 ・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。	警防課
○消防車両等の充実強化【再掲】 ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応するため、必要な消防車両や資機材の整備を推進する。	警防課
○消防水利の充実強化【再掲】 ・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足率の向上に努める。	警防課
○消防団施設、車両等の充実強化【再掲】 ・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な施設や車両等の整備を推進する。	警防課
○高機能消防指令センターの維持管理及び整備【再掲】 ・令和6年の施設更新及びそれに向けた定期点検や必要な部品の交換等を実施する。	通信指令課
○通信施設代替ルート確保【再掲】 ・消防本部以外にも緊急通報回線を整備して冗長性を持たせ、消防本部が被災した場合においても緊急通信を可能にする。	通信指令課

(2) 住宅・都市・土地利用

(2)-1 建築物の災害予防	
推進方針	担当課
○造成地の地震被害予防対策 ・大規模盛土造成地マップや現地調査の結果を公表することにより、宅地所有者等の自主的な災害予防の取組を促進する。	建設企画課
○宅地裏の自然災害防止対策 ・国県事業の採択にならない自然災害の危険箇所について対策を講じ、災害リスクの軽減を図る。	建設整備課

○イエローゾーン、レッドゾーンの周知 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について周知を図る。	維持管理課
○危険区域の住宅の補強、移転の促進 ・土砂災害特別警戒区域等にある住宅を対象に、補強補助や移転補助等の支援を行う。	維持管理課 建築住宅課
○木造住宅の耐震化対策 ・旧耐震基準の木造住宅を対象に、耐震改修補助や解体補助等の支援を行う。	建築住宅課
○危険空き家の除却の促進 ・空き家の実態調査を行い、危険空き家の除却に対し支援を行う。所有者不存在の危険空き家については略式代執行を行う。	建築住宅課
○危険なブロック塀等の除却の促進 ・通学路沿いの危険なブロック塀等に対し、除却補助の支援を行う。	建築住宅課
○吹付けアスベストの除去の促進 ・吹付けアスベストの除去等に必要な支援を検討する。	建築住宅課
○市営住宅の老朽化対策と更新等 ・公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の維持管理や更新等を進める。	建築住宅課

(2)-2 応急仮設住宅、危険度判定	
推進方針	担当課
○罹災証明書の発行体制の確保 ・家屋調査を実施するスキルを持つ職員の確保・育成に努めるとともに、他自治体等との協力体制の構築を図る。	防災安全課
○応急仮設住宅の供給 ・避難者の被災状況を踏まえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に供給する。	建築住宅課
○被災宅地等の危険度判定の実施 ・被災した宅地や建築物の危険度判定を円滑に行うため、県や関係機関との連携体制を維持する。	維持管理課 建築住宅課

(2)-3 都市づくり・土地利用	
推進方針	担当課
○大規模災害を考慮した都市づくり ・防災都市づくりを推進するため、都市計画マスタープランの見直しを行う。	建設企画課

○土地利用の適正化 ・都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用について、市民への誘導規制を促進する。	建設企画課
○避難路となる道路の充実 ・避難路となる道路の改良を行う。	建設整備課
○残土処理場の確保 ・常設の残土処理場を確保するとともに、工事間流用を促進する。	建設整備課
○公園等防災空間の確保 ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置、耐震化・バリアフリー化、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理を行う。	維持管理課
○地籍調査事業の推進 ・迅速な復旧・復興を図るために、地籍調査事業を推進する。	地籍調査課

(2)-4 危険物施設の安全化	
推進方針	担当課
○消防法に定める危険物施設の予防対策 ・各事業者には計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強化を図るとともに、消防法に基づく定期点検、立入検査等により危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	予防課
○火薬類施設の予防対策 ・各事業者には計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強化を図るとともに、火薬類取締法に基づく立入検査等により火薬類申請事業所の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	予防課

(3) 保健医療・福祉、教育

(3)-1 保健・医療救護体制の強化	
推進方針	担当課
○市民等への啓発 ・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救急病院の役割について啓発を行う。さらに、透析患者や医療機器使用者等に対して、本人やその家族が災害への備えを行うよう、関係医療機関と連携した啓発を行う。	防災安全課 健康医療対策課

<p>○災害時医療体制の確保（人材関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療に携わる人材の育成に努める。 ・大規模災害時における医療体制の確保のため、災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）、災害時小児周産期リエゾンを円滑に受け入れられるよう関係機関と連携を図る。 	健康医療対策課
<p>○医薬品等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救護に必要なとなる医薬品、医療用資機材の備蓄を確保するとともに、供給に関する協定を締結するなど、医薬品等の手配準備を進める。 	健康医療対策課
<p>○避難所における感染予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種による感染予防が可能な疫病については、引き続き、予防接種法に基づく感染予防を図る。 ・集団感染のおそれのある疫病について、日頃から知識と予防の啓発を図る。また、感染予防や健康管理等のために必要な機材、消耗品等の確保に努める。 	健康医療対策課
<p>○被災者の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの健康管理（かかりつけ医による健康管理、薬の管理等）や心の健康管理に努める普及啓発を行う。 ・平時から関係機関と連携し、高齢者や障がい者等の被災時の健康管理体制を構築する。 ・災害時に保健師等の支援の受け入れができるよう、関係機関と連携しておく。 	健康医療対策課
<p>○妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度供用開始予定の子育て世代包括支援センターを妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所として指定する。 	防災安全課 子育て支援課

(3)-2 要配慮者等の対策	
推進方針	担当課
<p>○避難行動要支援者等支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、児童委員、自主防災組織等と十分に連携し、要支援者に対する支援の充実を図る。 	防災安全課 地域福祉課
<p>○要配慮者利用施設の避難確保計画の検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画が災害時に有効に働く内容であるか、施設ごとに検証を進めるよう支援する。 	防災安全課

(3)-3 災害予防	
推進方針	担当課
○社会福祉施設の耐震性の確保 ・社会福祉施設について、耐震化の促進を図る。	地域福祉課
○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定 ・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	地域福祉課
○幼稚園の災害予防・避難計画の策定 ・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。	子育て支援課
○学校の耐震性の確保と老朽化対策 ・平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画や、今後策定する学校統合計画を踏まえ、必要に応じて大規模改修を行う。	教育総務課
○学校における災害対応 ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保するため、非常用電源や備蓄食料の確保などの体制整備を推進する。	学校教育課
○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策 ・公民館、図書館、体育館の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進する。	生涯学習課
○社会教育における防災教育の推進 ・小中学校と地域との連携を図り、計画的に防災教育を行うことで、地域も子どもも防災意識を高める。 ・地域の防災訓練を含めた各種イベント行事において子どもとの関わりをもって顔見知りになり、地域の防災力を上げる。	生涯学習課
○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策 ・各施設の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進し、必要に応じて大規模改修を行う。	文化振興課
○文化財に関する災害予防 ・所有者及び関係機関と連携し、文化財の現状把握に努める。 また、将来的に市全体の文化財保存活用地域計画を策定し、文化財の保存方針を検討する。	文化振興課

(4) エネルギー、ライフライン

(4)-1 エネルギー対策	
推進方針	担当課
○避難所のエネルギー確保【再掲】 ・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備や教室の利用など、有事の際の対応を検討するとともに、非常用発電機等のレンタルが可能な団体との協定を進める。	防災安全課
○災害時医療体制の確保（エネルギー関係） ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する。	健康医療対策課
○無電柱化の推進 ・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	建設企画課
○公民館、体育館の避難所の整備 ・公民館、体育館の冷暖房設備についてエネルギーに関する補助金等を活用し、計画的な整備を図る。トイレ他施設のバリアフリーについては、社会教育施設長寿命化計画を策定して対応する。	生涯学習課

(4)-2 ライフライン施設の安全化	
推進方針	担当課
○水道施設の安全化 ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、耐震化・更新計画（アセットマネジメント）による施設の更新を行う。 ・災害時に水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。 ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練に参加する等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。 ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等の整備状況の把握に努める。 ・災害時における受水団体ほか関係機関との連絡方法について、NTT回線以外の代替方法についても検討する。	工務課
○ガス施設の安全化 ・各事業者計画的な保安教育や訓練の実施を促し、災害対応の強化を図るとともに、高圧ガス保安法に基づく保安検査や立入検査等により、高圧ガス施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。	予防課

(5) 情報通信、情報伝達

(5)-1 情報伝達体制の整備	
推進方針	担当課
○市民への的確な情報伝達体制の構築と整備 ・比較検討を行い、設備等の更新及び新設を進める。	防災安全課
○公衆無線 LAN の整備 ・各避難所や主要公共施設等に、災害に対応した公衆無線 LAN を整備する。	政策企画課
○ケーブルテレビネットワークの光回線化 ・市内ケーブルテレビ回線（同軸ケーブル）を光回線に改修する。	政策企画課
○地域における要配慮者対策（外国人対策） ・外国人住民に多言語等（やさしい日本語）による防災情報提供及び災害情報伝達をするため、情報発信体制を整備する。	定住関係人口推進課
○無電柱化の推進【再掲】 ・国道 9 号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	建設企画課
○公民館の防災機能の確保 ・公民館を地域の防災拠点と位置付け、情報機器の整備（テレビ会議システム、衛星通信機器含む）や耐震化を推進するとともに、備蓄物資や資機材の整備をはじめ配慮を要する施設としても機能の強化を図る。	生涯学習課

(6) 交通・物流

(6)-1 交通施設の安全化、輸送路の整備等	
推進方針	担当課
○防災空間の確保・交通施設の安全化 ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備及び農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める。	農林振興課
○道路寸断への対応 ・災害時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連絡体制を強化する。	農林振興課 維持管理課
○交通規制の実施責任者、実施体制の整備 ・災害時に、道路管理者の責務として、市管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。	農林振興課 維持管理課
○輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定 ・漁船等による救援物資等の輸送手段を確保するため、緊急時の連絡体制等について関係機関と連携を図る。	水産振興課

○緊急輸送道路の整備 ・緊急輸送道路の軸となる山陰道をはじめ、緊急輸送道路の整備を促進する。	建設企画課
○無電柱化の推進【再掲】 ・国道9号等の緊急輸送道路の無電柱化を推進する。	建設企画課
○除雪効率を上げるための道路幅員等の確保 ・除雪が必要な路線について、道路幅員を確保することにより、大型機械による効率的な除雪作業を行う。	建設整備課
○幹線道路の迂回路線の改良 ・迂回路となる市道の改良を行う。	建設整備課
○道路の災害防除事業の推進 ・危険度が高く、交通分断の影響が大きい箇所を優先し、災害防除を推進する。	建設整備課 維持管理課
○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化 ・橋梁やトンネル等道路施設の安全性を確保するため、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、個別計画の策定とその実行により長寿命化対策を進める。	維持管理課
○除雪体制の充実 ・年度ごとに除雪計画を策定し、除雪体制を充実させて迅速な対応を行う。	維持管理課
○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化 ・緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物に対し、耐震改修補助や解体補助等の支援を行う。	建築住宅課
○狭あい道路の解消 ・幅員4.0m未満である建築基準法第42条第2項の市道を対象に、後退部分に係る工作物等の撤去や移設を行う場合について支援を行う。	建築住宅課

(6)-2 物資調達、輸送体制の整備	
推進方針	担当課
○災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】 ・臨時ヘリポートの有効性を検討し、ヘリポートを含む防災総合拠点の整備と活用できる体制づくりを進める。 ・公民館のグラウンドに、夜間でも離着陸できる機器の整備やアスファルト整備等を検討する。	防災安全課 生涯学習課
○公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備 ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との情報収集・共有などの連携体制を強化する。	まちづくり推進課

<p>○港湾機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常時における海上輸送ネットワークの確保を図る。 ・港湾 BCP（業務継続計画）の策定を推進する。 ・海上輸送拠点としての浜田港等の機能強化を推進する。 	産業振興課
<p>○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持を図るとともに、外部からの支援に対応できる 24 時間使用可能なヘリ接地帯の整備を検討する。 	警防課

(7) 経済産業

(7)-1 企業における防災対策等	
推進方針	担当課
<p>○事業所における防災力の向上等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。 ・地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。 	防災安全課 商工労働課
<p>○企業（事業所）における防災体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。 	防災安全課 商工労働課
<p>○企業（事業所）における事業継続の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の業務継続計画（BCP）の策定を促進するため、普及啓発活動や情報提供を推進する。 	防災安全課 商工労働課

(7)-2 帰宅困難者対策	
推進方針	担当課
<p>○国内外観光客等の帰宅困難者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館やホテル等の協力体制のもと、観光客を一定期間事業所内に留めおくことができるよう協定を締結するとともに、帰宅困難者に支給する必要な物資の備蓄を行う。 	防災安全課 観光交流課
<p>○国内外観光客等の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館やホテル等に対して、帰宅困難者対策、安否確認手段について協定を締結し、その内容を平時から積極的に広報する。 	防災安全課 観光交流課

(7)-3 農林水産基盤の強化	
推進方針	担当課
<p>○農業基盤施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的に老朽化対策と機能保全対策を推進する。 ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進する。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所については、ハザードマップ等を作成して周知を図る。 	農林振興課
<p>○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地の発生を防ぐとともに、土砂防止機能や洪水防止機能といった農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくために、地域が共同で行う保全活動に対し、交付金などによる支援を行う。 	農林振興課
<p>○農林水産公共施設の老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める。 	農林振興課 水産振興課
<p>○食料生産基盤の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を推進する。 	農林振興課
<p>○漁業施設災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を指導する。 ・機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的に推進する。 	水産振興課

(8) 国土保全

(8)-1 河川、海岸の災害防止	
推進方針	担当課
<p>○波浪・浸食・高潮災害の防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・波浪等による被害を防止するため、既存の海岸保全施設の老朽化点検を実施し、改修等を計画的に推進する。 	水産振興課
<p>○市街地等の浸水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、都市下水路、公共排水路、調整池等の適切な維持管理を行い、改修や老朽化対策を計画的に進める。 	建設整備課 維持管理課

(8)-2 土砂災害等の災害防止	
推進方針	担当課
<p>○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる総合的に実施する。老朽化した治山施設（地すべり防止施設含む）については、計画的に補修や更新等の長寿命化対策を実施する。 ・山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区について周知を図る。 ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等を把握するための各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じて順次、防止工事を実施する。 	<p>農林振興課 建設企画課</p>
<p>○農地等の保全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圃場などの農業基盤の整備や、UI ターン者も含めた農業の担い手の育成、遊休農地の活用等により農地の保全に努める。 	<p>農林振興課</p>
<p>○森林整備及び森林保全の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する土砂災害の防止、洪水の緩和、大気浄化などの公益的機能を発揮させるため、人工林や里山林の保全・育成、公的関与による森林整備の推進、災害に強い森林づくりの推進等により、健全な森林の育成・保全に取り組む。 	<p>農林振興課</p>
<p>○宅地裏の自然災害防止対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国県事業の採択にならない自然災害の危険箇所について対策を講じ、災害リスクの軽減を図る。 	<p>建設整備課</p>
<p>○イエローゾーン、レッドゾーンの周知【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について周知を図る。 	<p>維持管理課</p>
<p>○危険区域の住宅の補強、移転の促進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域等にある住宅を対象に、補強補助や移転補助等の支援を行う。 	<p>維持管理課 建築住宅課</p>

(9) 環境

(9)-1 生活環境に関する施設等の安全化	
推進方針	担当課
<p>○し尿処理施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にし尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携などによるし尿処理の仕組みづくりを促進する。 	<p>環境課</p>

<p>○廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定を検討する。 ・災害時に廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携などによる廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。 	環境課
<p>○下水道施設の安全化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の公衆衛生を確保するため、下水道施設の耐震化や、策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。 ・災害時における汚水処理機能の早期復旧を図るため、下水道BCP（業務継続計画）を活用した訓練を実施し、必要に応じて見直しを行う。 	下水道課

(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

(10)-1 防災組織等の活動環境の整備	
推進方針	担当課
<p>○自主防災組織率の向上と育成強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、出前講座の積極的な開催や資機材の購入補助等により、自主防災組織の組織率向上と地域防災の核となるリーダーの育成、防災力の強化を図る。 	防災安全課
<p>○支援協定締結団体との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協定の締結内容等について精査を行うとともに、新たな締結団体の確保に努める。 	防災安全課
<p>○災害ボランティアの活動環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本赤十字社島根県支部や社会福祉協議会等と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成を推進するとともに、平時からの情報収集や活動体制の構築を促進する。 ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。 	地域福祉課
<p>○地域の防災拠点機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設については耐震化を図るため、地域づくり振興事業により支援する。 	まちづくり推進課
<p>○地域コミュニティの活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域活動の促進を行うとともに、地区まちづくり推進委員会の設立を促進する。 	まちづくり推進課

(10)-2 防災教育、人材育成	
推進方針	担当課
<p>○市職員及び市民への防災教育、意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員体制を見直すとともに、訓練等による職員の防災意識の向上及び市の防災機能の強化を図る。 ・避難訓練により地域住民の防災意識の向上を図り、災害時に備える。 	防災安全課
<p>○ハザードマップの改訂・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じてハザードマップを改訂するとともに、ハザードマップを活用して市民の防災意識の更なる向上に努める。 	防災安全課
<p>○自助による非常用持出品の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活に困らない程度の最低1日分の各種物資を非常用持出品として用意しておくことの必要性について、出前講座等で啓発する。 	防災安全課
<p>○要配慮者利用施設の避難確保計画の策定【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画が災害時に有効に働く内容であるか、施設ごとに検証を進めるよう支援する。 	防災安全課
<p>○海拔表示板による意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置済みの海拔表示板の維持管理を行うとともに、次期海拔表示板の設置場所や効果的な表示内容を検討する。 	防災安全課
<p>○市民等への啓発【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救急病院の役割について啓発を行う。さらに、透析患者や医療機器使用者等に対して、本人やその家族が災害への備えを行うよう、関係医療機関と連携した啓発を行う。 	防災安全課 健康医療対策課
<p>○人権尊重の視点に基づく防災教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時における人権への配慮に関する啓発活動に取り組む。 	人権同和教育啓発センター
<p>○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。 	地域福祉課
<p>○幼稚園の災害予防・避難計画の策定【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な災害を想定した訓練の実施について、指導・要請を行う。 	子育て支援課
<p>○学校における災害対応【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保するため、非常用電源や備蓄食料の確保などの体制整備を推進する。 	学校教育課

<p>○社会教育における防災教育の推進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校と地域との連携を図り、計画的に防災教育を行うことで、地域も子どもも防災意識を高める。 ・地域の防災訓練を含めた各種イベント行事において子どもとの関わりをもって顔見知りになり、地域の防災力を上げる。 	生涯学習課
<p>○避難訓練の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織や事業所等における避難訓練の支援を行う。 	予防課

(11) 横断的分野（老朽化対策）

推進方針	担当課
<p>○地域の防災拠点機能の確保【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な施設については耐震化を図るため、地域づくり振興事業により支援する。 	まちづくり推進課
<p>○農林水産公共施設の老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める。 	農林振興課 水産振興課
<p>○漁業施設災害の防止対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業施設の管理者に対する防災対策の実施及び船舶の所有者に対する安全な港への避難や係留方法の点検・補強などの安全対策を指導する。 ・機能保全計画に基づき、漁港施設の老朽化対策を計画的・効率的に推進する。 	水産振興課
<p>○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁やトンネル等道路施設の安全性を確保するため、各施設の長寿命化修繕計画に基づき、個別計画の策定とその実行により長寿命化対策を進める。 	維持管理課
<p>○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅の維持管理や更新等を進める。 	建築住宅課
<p>○学校の耐震性の確保と老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に策定した学校施設長寿命化計画や、今後策定する学校統合計画を踏まえ、必要に応じて大規模改修を行う。 	教育総務課
<p>○公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、図書館、体育館の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進する。 	生涯学習課

<p>○美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の長寿命化計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等を推進し、必要に応じて大規模改修を行う。 	文化振興課
<p>○消防施設等の充実強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防力の充実を図るため、必要な施設等の整備を推進する。 	警防課
<p>○消防水利の充実強化【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火栓や防火水槽の適切な維持管理や整備を推進し、更なる充足率の向上に努める。 	警防課
<p>○消防団施設、車両等の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災力の充実を図るため、各消防団と緊密に連携し、必要な施設や車両等の整備を推進する。 	警防課

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化
 - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発
 - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
 - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知
 - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証
 - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等
 - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等
 - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- 公共施設の適正化
 - ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)
- 地域の防災拠点機能の確保
 - ・地域における防災拠点としての機能を確保し、要配慮者等への支援を充実させるため、集会所や避難所など、地域防災拠点施設の整備・耐震性の確保が必要である。(まちづくり推進課)
- 社会福祉施設の耐震性の確保
 - ・社会福祉施設の耐震性の確保は、倒壊や天井落下を防ぎ、利用者の安全を確保するとともに、避難場所を確保するなど、災害発生後の応急対応や復興の負担を軽減する効果があることから、早急に進める必要がある。(地域福祉課)

- 防災空間の確保・交通施設の安全化
 - ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- 交通規制の実施責任者、実施体制の整備
 - ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- 大規模災害を考慮した都市づくり
 - ・大規模災害に対応した都市づくりを進める必要がある。(建設企画課)
- 土地利用の適正化
 - ・災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(建設企画課)
- 避難路となる道路の充実
 - ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- 橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化
 - ・架設から 30 年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(維持管理課)
- 公園等防災空間の確保
 - ・都市公園等は災害時における避難先、避難路あるいは救助活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(維持管理課)
- 被災宅地等の危険度判定の実施
 - ・地震により被災した宅地や建築物の危険性を判定し、余震等による二次被害を防ぐため、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の体制を維持する必要がある。(維持管理課、建築住宅課)
- 木造住宅の耐震化対策
 - ・旧耐震基準の木造住宅が地震で倒壊した場合、周辺に被害が発生するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化
 - ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 危険空き家の除却の促進
 - ・危険空き家が倒壊した場合、周辺に被害が発生するおそれがあるため、除却を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 危険なブロック塀等の除却の促進
 - ・ブロック塀等が地震で倒壊した場合、児童等に被害が出るおそれがあるため、除却を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 市営住宅の老朽化対策と更新等
 - ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- 学校の耐震性の確保と老朽化対策
 - ・昭和 56 年の耐震基準の改正前に建てられた校舎は、耐震性の確保が必要であり、老朽化が進む校舎は、長寿命化等の対策が必要である。(教育総務課)

- 公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策
 - ・公民館、図書館、体育館の中には耐震性が確保できていないものもあり、災害の種類によっては使用できない可能性がある。(生涯学習課)
- 美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策
 - ・美術館、文化会館等は建築から20年以上、資料館等は建築から40～60年以上経過したものが多いため、耐震性の確保、老朽化対策が必要である。(文化振興課)
- 文化財に関する災害予防
 - ・市内の指定文化財は98件、登録文化財は2件あり、災害時の状況把握に長時間を要するため、所有者との連携を図る必要がある。(文化振興課)
- 消防車両等の充実強化
 - ・複雑、多様化かつ大規模化する災害に対応する各種資機材を早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防水利の充実強化
 - ・消火栓や防火水槽の維持管理、老朽化した消火栓や防火水槽を補修する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
 - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
 - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
 - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
 - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)

- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
 - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 避難路となる道路の充実【再掲】
 - ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- 市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】
 - ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)
- 狭あい道路の解消
 - ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 公民館、図書館、体育館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】
 - ・公民館、図書館、体育館の中には耐震性が確保できていないものもあり、災害の種類によっては使用できない可能性がある。(生涯学習課)
- 美術館、文化会館、資料館等の文化施設の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策【再掲】
 - ・美術館、文化会館等は建築から 20 年以上、資料館等は建築から 40～60 年以上経過したものが多いため、耐震性の確保、老朽化対策が必要である。(文化振興課)
- 文化財に関する災害予防【再掲】
 - ・市内の指定文化財は 98 件、登録文化財は 2 件あり、災害時の状況把握に長時間を要するため、所有者との連携を図る必要がある。(文化振興課)
- 出火防止
 - ・大規模災害時には広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される。再通電時には電気機器又は電気配線からの火災が発生するおそれがある。(予防課)
- 避難訓練の支援
 - ・大規模災害時には被災建物等からの逃げ遅れが多数発生するおそれがある。(予防課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
 - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
 - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)

- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
 - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
 - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
 - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
 - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 海拔表示板による意識啓発
 - ・適切な場所に海拔表示板の設置を進めることで、津波の危険性について意識啓発をする必要がある。(防災安全課)
- 波浪・浸食・高潮災害の防止対策
 - ・沿岸部では、冬季風浪や台風時の浸食、波浪、高潮や津波等の被害が生じやすいため、海岸保全施設の適切な維持管理を行う必要がある。(水産振興課)
- 避難路となる道路の充実【再掲】
 - ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)
- 学校における災害対応
 - ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保できる体制整備が必要である。(学校教育課)
- 社会教育における防災教育の推進
 - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
 - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
 - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
 - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
 - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
 - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。(防災安全課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
 - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。(防災安全課)
- 農業基盤施設の安全化
 - ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)
- 市街地等の浸水対策
 - ・浸水を防ぐため、河川、都市下水路、公共排水路、調整池等を適切に管理する必要がある。(建設整備課、維持管理課)
- 学校における災害対応【再掲】
 - ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保ができる体制整備が必要である。(学校教育課)
- 社会教育における防災教育の推進【再掲】
 - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
 - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
 - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。（防災安全課）
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
 - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。（防災安全課）
 - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。（防災安全課）
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。（防災安全課、地域福祉課）
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
 - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。（防災安全課）
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。（防災安全課）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
 - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。（防災安全課）
- 農業基盤施設の安全化【再掲】
 - ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。（農林振興課）
- 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進
 - ・耕作放棄地の発生を防ぐとともに、土砂防止機能や洪水防止機能といった農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。（農林振興課）
- 森林整備及び森林保全の取組
 - ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施するとともに、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。（農林振興課）
- 土砂災害の防止、公共土木施設の安全化
 - ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要がある。（農林振興課、建設企画課）
 - ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（農林振興課、建設企画課）
 - ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）

- 農林水産公共施設の老朽化対策
 - ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画の策定とその実行により老朽化対策を進める必要がある。(農林振興課、水産振興課)
- 交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
 - ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- 造成地の地震被害予防対策
 - ・地震の際に宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い宅地について、宅地の耐震化を促進する必要がある。(建設企画課)
- 宅地裏の自然災害防止対策
 - ・急峻な自然法面を背負った災害リスクの高い宅地が多く存在する。(建設整備課)
- イエローゾーン、レッドゾーンの周知
 - ・住民への周知が十分とは言えない。(維持管理課)
- 危険区域の住宅の補強、移転の促進
 - ・土砂災害特別警戒区域等で土砂災害が発生した場合、多くの人命が失われるおそれがある。(維持管理課、建築住宅課)
- 学校における災害対応【再掲】
 - ・災害時に児童生徒を保護者へ引き渡すまでの間、学校で安全を確保ができる体制整備が必要である。(学校教育課)
- 社会教育における防災教育の推進【再掲】
 - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。(生涯学習課)
- 消防車両等の充実強化【再掲】
 - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

- 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】
 - ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(防災安全課)
- 市職員及び市民への防災教育、意識啓発【再掲】
 - ・市職員数が減少しているが、今までと同等以上の災害対応を行う必要がある。(防災安全課)
 - ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(防災安全課)

- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。（防災安全課、地域福祉課）
- ハザードマップの改訂・周知【再掲】
 - ・暮らしている地域が防災上どのような状況にあるのか、十分に市民に認識されていないため、ハザードマップを活用した周知を行い、防災意識の向上と有事の際の適切な避難行動を促す必要がある。（防災安全課）
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。（防災安全課）
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の検証【再掲】
 - ・避難確保計画について、より有効な計画となるよう、要配慮者利用施設と連携して検討を進める必要がある。（防災安全課）
- 除雪効率を上げるための道路幅員等の確保
 - ・幅員や勾配等の制約により、小型機械による不効率な除雪作業となっている。（建設整備課）
- 除雪体制の充実
 - ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。（維持管理課）
- 社会教育における防災教育の推進【再掲】
 - ・地域と小中学校やそこに住む子どもとの関わりが薄れていく中、防災を通して学校と地域の連携を図る。（生涯学習課）
- 消防車両等の充実強化【再掲】
 - ・複雑で多様化かつ大規模化する災害に対応できる各種資機材について、早期に整備する必要がある。（警防課）
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。（警防課）
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。（警防課）

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 支援協定締結団体との連携強化
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。（防災安全課）

○避難所の確保、環境整備

- ・指定避難所等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない施設があるなどの課題を整理する必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○備蓄物資の充実、受援拠点の整備

- ・未知のウイルスによる感染症の蔓延及び前例のない局地的豪雨など多様化する災害に対応しなければならない。必要な物資を準備し、それらを適切に保管する備蓄倉庫を整備しておく必要がある。(防災安全課)

○自助による非常用持出品の確保

- ・市備蓄物資の数量にも限りがあるため、避難者が不自由なく避難生活を送れるよう、避難者自身による非常用持出品を確保しておく必要がある。(防災安全課)

○災害時医療体制の確保(エネルギー関係)

- ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する必要がある。(健康医療対策課)

○漁業施設災害の防止対策

- ・荷捌施設等の漁業関連の陸上施設は、風浪によって被害が発生するおそれがあることから、防災対策が必要である。(水産振興課)
- ・漁船は、風浪によって流出や損傷を受けるおそれがあることから、防災対策が必要である。(水産振興課)

○輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

- ・漁船による救援物資等の輸送手段を確保する必要がある。(水産振興課)

○道路寸断への対応

- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)

○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】

- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)

○農業基盤施設の安全化【再掲】

- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)

○地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進【再掲】

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくためには、地域が共同で行う保全活動への支援が必要である。(農林振興課)

○食料生産基盤の整備

- ・農業に係る生産基盤等については、安定した食料供給力を確保するため重要な役割を担っており、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を行う必要がある。(農林振興課)

○緊急輸送道路の整備

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

○幹線道路の迂回路線の改良

- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)

○道路の災害防除事業の推進

- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)

○除雪体制の充実【再掲】

- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)

○公民館、体育館の避難所の整備

- ・避難所の多くは、公民館や体育館を利用しているが、冷暖房の整備やトイレなどの整備が遅れている。(生涯学習課)

○消防・防災ヘリポートの整備

- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)

○水道施設の安全化

- ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生の高危険性が高いことから、水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。(工務課)
- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水源の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。(工務課)
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(工務課)
- ・災害時の上水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT回線の不通も想定し、代替方法を検討する必要がある。(工務課)

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○避難所の確保、環境整備【再掲】

- ・指定避難所等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない施設があるなどの課題を整理する必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○備蓄物資の充実、受援拠点の整備【再掲】

- ・未知のウイルスによる感染症の蔓延及び前例のない局地的豪雨など多様化する災害に対応しなければならない。必要な物資を準備し、それらを適切に保管する備蓄倉庫を整備しておく必要がある。(防災安全課)

○自助による非常用持出品の確保【再掲】

- ・市備蓄物資の数量にも限りがあるため、避難者が不自由なく避難生活を送れるよう、避難者自身による非常用持出品を確保しておく必要がある。(防災安全課)

○防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】

- ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)

○道路寸断への対応【再掲】

- ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
- ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)

○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせることで治山対策を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。(農林振興課、建設企画課)
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。(農林振興課、建設企画課)

○緊急輸送道路の整備【再掲】

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】

- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)

○道路の災害防除事業の推進【再掲】

- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)

○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】

- ・架設から30年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(維持管理課)

○除雪体制の充実【再掲】

- ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。(維持管理課)

○公民館の防災機能の確保

- ・孤立時における情報機器が整備されていない。また、分散備蓄としても公民館を防災拠点として位置付け整備する必要がある。(生涯学習課)

○消防・防災ヘリポートの整備【再掲】

- ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
- ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)

○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】

- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 避難所のエネルギー確保【再掲】
 - ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- 災害用臨時ヘリポートの選定、整備
 - ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討、併せて各団体との前もっての連絡調整が必要である。(防災安全課)
 - ・公民館のグラウンドは、孤立時におけるヘリコプターの離着陸に適しているが、草刈りや近くまでストレッチャーが入らないところがある。(生涯学習課)
- 災害ボランティアの活動環境の整備
 - ・災害ボランティアが活動しやすいように、ニーズの把握、派遣の調整、関係機関との調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成が必要である。(地域福祉課)
 - ・災害ボランティアが円滑に受け入れられるよう、平常時から、地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての普及・啓発が必要である。(地域福祉課)
- 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
 - ・着陸帯(舗装面)の老朽化による補修が必要である。(警防課)
 - ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。(警防課)
- 消防施設等の充実強化
 - ・消防庁舎が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- 消防団施設、車両等の充実強化【再掲】
 - ・ポンプ車庫等の消防団施設、車両、資機材が老朽化しており、計画的に更新する必要がある。(警防課)
- まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】
 - ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 避難所のエネルギー確保【再掲】
 - ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)
- 災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】
 - ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討、併せて各団体との前もっての連絡調整が必要である。(防災安全課)

- 災害時医療体制の確保（人材関係）
 - ・災害発生直後は、速やかに市内の医療機関の状況を確認し、必要時には医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を円滑に受け入れられるよう関係機関と連携を図る必要がある。（健康医療対策課）
- 災害時医療体制の確保（エネルギー関係）【再掲】
 - ・災害拠点病院等における自家発電設備や蓄電池等の非常用電源の導入を促進する必要がある。（健康医療対策課）
- 医薬品等の準備
 - ・災害用医薬品等保管場所に、救護に必要となる医薬品、医療用資機材等を備蓄しておくとともに、必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。（健康医療対策課）
- 市民等への啓発
 - ・災害時は医療機関の状況から、傷病者の対応ができないことが予想され、円滑な医療体制を構築する必要がある。また、透析患者や医療機器使用者等が、必要な治療や処置を十分に受けられないことが予想されるため、本人やその家族に対して、災害への備えについての啓発が必要である。（防災安全課、健康医療対策課）
- 道路寸断への対応【再掲】
 - ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。（農林振興課）
 - ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。（維持管理課）
- 緊急輸送道路の整備【再掲】
 - ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。（建設企画課）
- 幹線道路の迂回路線の改良【再掲】
 - ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。（建設整備課）
- 道路の災害防除事業の推進【再掲】
 - ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。（建設整備課、維持管理課）
- 除雪体制の充実【再掲】
 - ・広域的な豪雪の発生を想定して、除雪機械の適正な維持管理やオペレーターの育成などが必要である。（維持管理課）
- 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】
 - ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。（建築住宅課）
- 狭あい道路の解消【再掲】
 - ・幅員 4.0m 未満である建築基準法第 42 条第 2 項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。（建築住宅課）
- 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】
 - ・着陸帯（舗装面）の老朽化による補修が必要である。（警防課）
 - ・夜間離発着可能な着陸帯が限られている。（警防課）

○まちかど救急ステーションの充実強化【再掲】

- ・災害時における共助の一助となるように、救命講習を通して知識の積み重ねを行う必要がある。(警防課)

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○医薬品等の準備【再掲】

- ・災害用医薬品等保管場所に、救護に必要となる医薬品、医療用資機材等を備蓄しておくとともに、必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。(健康医療対策課)

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備がないため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(防災安全課)

○本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等【再掲】

- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)

○公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等【再掲】

- ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)

○公共施設の適正化【再掲】

- ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)

○人権尊重の視点に基づく防災教育

- ・災害時の避難所生活では、強い不安やストレスが重なることで人権に対する意識が薄らいでしまい、災害弱者への配慮が不足するおそれがあるため、啓発が必要である。(人権同和教育啓発センター)

○避難所における感染予防

- ・災害時における感染症の高い疾病に対し、予防接種の接種率が低ければ集団感染を起こすおそれがあるため、予防接種の促進が必要である。(健康医療対策課)
- ・避難所等での新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、0-157 等による集団感染発生について、適切な予防が必要である。(健康医療対策課)

- 被災者の健康管理
 - ・子ども、女性、高齢者、障がい者などの配慮を必要とする人が、心身の不調を起こす可能性がある。(健康医療対策課)
- 妊婦や乳児とその同居家族を優先して受け入れる避難所の確保
 - ・一般の避難所では生活が困難な妊婦や乳児に対する環境(妊婦が落ち着いて過ごせる、乳児に授乳させやすい、乳児の夜泣きの理解を周囲に得やすい等)を整える必要がある。(防災安全課、子育て支援課)
- 公園等防災空間の確保【再掲】
 - ・都市公園等は災害時における避難先、避難路あるいは救助活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(維持管理課)
- 応急仮設住宅の供給
 - ・応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(建築住宅課)
- 吹付けアスベストの除去の促進
 - ・人体に有害な吹付けアスベストが使用された建築物は、災害時にアスベストが飛散するおそれがあるため、除去を促進する必要がある。(建築住宅課)
- 下水道施設の安全化
 - ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設(集落排水施設含む)の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
 - ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため下水道BCP(業務継続計画)の実効性の向上を図ることが必要である。(下水道課)

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 行政機能の機能不全

- 重要データの遠隔バックアップ
 - ・基幹業務に関するシステムのほとんどが遠隔地バックアップできているが、一部の個別システムについては対応できていないため、対象システム拡充と、それに対応したバックアップ側基盤の整備が必要となる。(総務課)
- ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用
 - ・大規模災害時においては、業務を実施・継続させるためには、対応にあたる職員が限定されることから、復旧体制の確保と優先順位の設定が必要となる。(総務課)
- 業務システムのサービス利用
 - ・一部システムにおいてデータセンターの利用を行っているが、オンプレミス型と遠隔地バックアップの併用や、被災時の通信回線の確保等の課題を踏まえ、比較・検討していく必要がある。(総務課)
- 行政ネットワーク等の整備
 - ・庁舎間ネットワークについては、同時に複数の回線に問題が生じた場合に対応するため、事前の冗長化や代替ネットワークの構築などの対策を検討する必要がある。(総務課)
- 業務継続性の確保
 - ・業務継続計画(BCP)の内容を検証し、実際の災害時に、より有効に活用できるよう、見直しを図る必要がある。また、BCP拠点についても、近年の災害の状況を踏まえて、適地かどうか検討する必要がある。(防災安全課)

- 本庁舎及び支所庁舎の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
 - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(行財政改革推進課、各支所防災自治課)
- 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保等【再掲】
 - ・利用者の安全確保、防災拠点機能の確保のため、施設のバリアフリー化、耐震性確保等に取り組む必要がある。(各施設所管課)
- 公共施設の適正化【再掲】
 - ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(行財政改革推進課、各施設所管課)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する。

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 行政ネットワーク等の整備【再掲】
 - ・庁舎間ネットワークについては、同時に複数の回線に問題が生じた場合に対応するため、事前の冗長化や代替ネットワークの構築などの対策を検討する必要がある。(総務課)
- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 公衆無線 LAN の整備
 - ・災害時等に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ケーブルテレビネットワークの光回線化
 - ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- 無電柱化の推進
 - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)
- 高機能消防指令センターの維持管理及び整備
 - ・平成19年4月に運用を開始した高機能消防指令センターについて、その機能を適切に維持する必要がある。(通信指令課)
- 通信施設代替ルートの確保
 - ・消防本部内の緊急通報回線について、消防本部が被災しても緊急通報を受信可能にする必要がある。(通信指令課)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 公衆無線 LAN の整備【再掲】
 - ・緊急時に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)
- ケーブルテレビネットワークの光回線化【再掲】
 - ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)
- 地域における要配慮者対策（外国人対策）
 - ・外国人は言語の違いにより、専門用語が多い災害情報を把握しにくいいため、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要となる。(定住関係人口推進課)
- 国内外観光客等の帰宅困難者対策
 - ・島根県等の関係機関と連携し、大規模集客施設等における観光客をはじめとした帰宅困難者対策の推進を図る必要がある。(防災安全課、観光交流課)
- 国内外観光客等の安全確保
 - ・島根県等の関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図る必要がある。(防災安全課、観光交流課)
- 無電柱化の推進【再掲】
 - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】
 - ・5つの自治区の防災行政無線を統一し、停電時でも使用可能な放送受信設備及びメール、アプリ等を利用した通信設備といった複数の伝達手段を確保し、それをワンオペレーションで行える体制を整備していく必要がある。(防災安全課)
- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】
 - ・避難行動要支援者名簿システムにおける要支援者等の情報を充実させるとともに、民生委員、児童委員、自主防災組織と十分に連携した支援を行う必要がある。(防災安全課、地域福祉課)

○公衆無線 LAN の整備【再掲】

- ・緊急時に携帯電話網が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報を取得する必要がある。(政策企画課)

○ケーブルテレビネットワークの光回線化【再掲】

- ・市内ケーブルテレビ回線で使用されている同軸ケーブルは、経年劣化による耐久性の低下及び耐雷性が脆弱であることから、耐久性に優れ、荒天時でも安定する通信網を整備する必要がある。(政策企画課)

○地域における要配慮者対策（外国人対策）【再掲】

- ・外国人は言語の違いにより、専門用語が多い災害情報を把握しにくいいため、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要となる。(定住関係人口推進課)

○地域コミュニティの活動の促進

- ・中山間地域では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持が困難になる集落が増えていることから、災害時に情報の収集・伝達や救助・支援が行える地域づくりが必要である。(まちづくり推進課)

○社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定

- ・社会福祉施設には火災などを想定した避難訓練の実施、避難計画の策定などが義務付けられており、安全な避難経路の確保に向けた実践的な訓練を行う必要がある。(地域福祉課)

○幼稚園の災害予防・避難計画の策定

- ・幼稚園には火災などを想定した避難訓練の実施、避難計画の策定などが義務付けられており、安全な避難経路の確保に向けた実践的な訓練を行う必要がある。(子育て支援課)

5 経済活動を機能不全に陥らせない。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

○支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)

○事業所における防災力の向上等

- ・市内事業者の職員の防災意識啓発や事業所の防災活動推進が必要である。(防災安全課、商工労働課)
- ・過去の災害や全国での様々な災害により市内事業者の防災意識は高まっているが、地域の防災訓練への参加は少ない状況である。(防災安全課、商工労働課)

○企業（事業所）における防災体制の整備

- ・市内事業者における防災組織の整備の促進を図ることが必要である。(防災安全課、商工労働課)

○企業（事業所）における事業継続の取組の推進

- ・市内事業者における業務継続計画（BCP）の策定が必要である。(防災安全課、商工労働課)

○緊急輸送道路の整備【再掲】

- ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 無電柱化の推進【再掲】
 - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)

5-3 海上輸送の機能停止による海外貿易への甚大な影響

- 港湾機能の強化
 - ・非常時における海上輸送ネットワークを確保するため、事前の体制構築、迅速・円滑な航路啓開等に取り組む必要がある。(産業振興課)
 - ・港湾BCP(業務継続計画)の策定を進める必要がある。(産業振興課)
 - ・浜田港等について、海上輸送拠点としての機能の強化に努める必要がある。(産業振興課)

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 無電柱化の推進【再掲】
 - ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)
- ガス施設の安全化
 - ・風水害や地震等の大規模災害が発生した場合、高圧ガス施設の安全性が確保できない可能性があるため、高圧ガス施設に対して防災対策を指導する必要がある。(予防課)

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 水道施設の安全化【再掲】
 - ・地震被害として、送・配水管の折損並びに継手部の漏水が想定され、特に軟弱地盤地域においては被害発生危険性が高いことから、水道・工業用水道施設の安全性を確保するため、施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。(工務課)

- ・風水害等による被害として、土砂や濁流による水源の損壊、水源水の濁度上昇、水質異常等が想定されることから、各水源の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する必要がある。(工務課)
- ・水道施設等に災害が発生した際には、効果的な応急対策が実施できるよう、関係機関との相互連携体制を確立する必要がある。(工務課)
- ・災害時の上水需要家ほか関係機関と連絡体制について、NTT回線の不通も想定し、代替方法を検討する必要がある。(工務課)

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- し尿処理施設の安全化
 - ・長時間にわたる施設の機能停止を防ぐため、早期復旧を図る対策等の検討が必要である。(環境課)
- 下水道施設の安全化【再掲】
 - ・大規模災害時の公衆衛生問題の発生を防ぐため、下水道施設(集落排水施設含む)の老朽化・耐震性対策を計画的に進める必要がある。(下水道課)
 - ・大規模災害発生後に速やかに下水道機能の維持あるいは回復を図るため下水道BCP(業務継続計画)の実効性の向上を図る必要がある。(下水道課)

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

- 支援協定締結団体との連携強化【再掲】
 - ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(防災安全課)
- 公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備
 - ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、関係機関との情報収集・共有体制を強化する必要がある。(まちづくり推進課)
- 防災空間の確保・交通施設の安全化【再掲】
 - ・災害時の避難路や輸送路として、農道、林道の整備や農林道の橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を進める必要がある。(農林振興課)
- 道路寸断への対応【再掲】
 - ・迂回路として活用できる農道や林道について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。(農林振興課)
 - ・多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため、道路の通行機能の確保や防災対策を実施する必要がある。(維持管理課)
- 交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】
 - ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。(農林振興課、維持管理課)
- 緊急輸送道路の整備【再掲】
 - ・災害時の輸送路等確保のため、主要な幹線道路など重要な役割を担う道路の着実な整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(建設企画課)

○幹線道路の迂回路線の改良【再掲】

- ・主要幹線の迂回路としての機能を有する道路の整備・改良を行う必要がある。(建設整備課)

○道路の災害防除事業の推進【再掲】

- ・法面の崩壊等による交通の分断を防ぐため、災害防除を促進する必要がある。(建設整備課、維持管理課)

○橋梁・トンネル等道路施設の長寿命化【再掲】

- ・架設から30年を経過した橋梁や古いトンネル等が多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(維持管理課)

○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】

- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。(建築住宅課)

○狭あい道路の解消【再掲】

- ・幅員4.0m未満である建築基準法第42条第2項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建築住宅課)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

○避難路となる道路の充実【再掲】

- ・幅員狭小や一方通行等により、避難路としての機能が十分でない道路がある。(建設整備課)

○市営住宅の老朽化対策と更新等【再掲】

- ・市営住宅の安全性を確保するため、施設の長寿命化や建替えを計画的に進める必要がある。(建築住宅課)

○狭あい道路の解消【再掲】

- ・幅員4.0m未満である建築基準法第42条第2項の市道は、緊急車両の通行が困難で災害時に救助の妨げとなるため、狭あい市道の拡幅を促進する必要がある。(建築住宅課)

○出火防止【再掲】

- ・大規模災害時には広範囲にわたる長時間停電の発生が懸念される。再通電時には電気機器又は電気配線からの火災が発生するおそれがある。(予防課)

○避難訓練【再掲】

- ・大規模災害時には被災建物等からの逃げ遅れが多数発生するおそれがある。(予防課)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

○無電柱化の推進【再掲】

- ・電柱の倒壊による道路の閉塞、停電、通信障害などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(建設企画課)

○交通規制の実施責任者、実施体制の整備【再掲】

- ・道路の損壊等の発生時には、二次災害を招くおそれがあるほか、避難誘導等に重大な影響を及ぼすことから、適切な規制を行う必要がある。（農林振興課、維持管理課）

○通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化【再掲】

- ・緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物が地震で倒壊した場合、緊急輸送道路を閉塞するおそれがあるため、耐震化を促進する必要がある。（建築住宅課）

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要があり、治山対策を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（農林振興課、建設企画課）
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）

○農業基盤施設の安全化【再掲】

- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。（農林振興課）
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。（農林振興課）

7-4 農地・森林等の被害による国土の荒廃

○土砂災害の防止、公共土木施設の安全化【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、治山施設の整備等のハード対策と、警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる必要があり、治山対策を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）
- ・地域住民等への山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知が必要である。（農林振興課、建設企画課）
- ・地すべり危険箇所について、危険箇所の把握と地すべり防止区域の指定を進め、対策中の箇所については、早期概成に向けて地すべり防止工事を推進する必要がある。（農林振興課、建設企画課）

○農地等の保全の取組

- ・農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有しているが、農村地域においては、人口減少や高齢化等の進行等により、保全管理上の問題が深刻化していることから、農地の保全等を推進する必要がある。（農林振興課）

○森林整備及び森林保全の取組【再掲】

- ・森林の有する国土保全機能の低下や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加による山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから森林整備を実施するとともに、国土の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、市民生活を守るための森林機能を発揮させる取組が必要である。（農林振興課）

○農業基盤施設の安全化【再掲】

- ・農地や農業用施設の冠水被害を未然に防止するため、施設整備及び施設の老朽化対策を進める必要がある。(農林振興課)
- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池は、災害等により決壊するおそれがあるため、整備補強を進める必要がある。(農林振興課)

7-5 有害物質の大規模拡散・流出

○消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・地震が発生した場合、軟弱な地盤地域ほど地震動や液状化の影響を受けやすく、施設が被災する危険性が高いため、危険物施設の実態把握、指導及び啓発を引き続き推進していく必要がある。(予防課)

○火薬類施設の予防対策

- ・地震などにより災害が発生するおそれがあるため、火薬類取締法に基づく立入検査等により適正な保安管理を指導する必要がある。(予防課)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○罹災証明書の発行体制の確保

- ・家屋被害が多いほど、家屋調査員が多数必要となるため、罹災証明書を迅速に発行するためには、十分な調査員の確保が必要である。(防災安全課)

○廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に、廃棄物の処理停滞により復旧・復興が遅れないように、災害廃棄物処理計画の策定が必要である。(環境課)
- ・生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物を適正かつ速やかに処理できる仕組みづくりが必要である。(環境課)

○残土処理場の確保

- ・建設発生土について、常設の残土場がないため、大規模災害時の大量の残土の行き場がなく、復旧に支障をきたす。(建設整備課)

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

○罹災証明書の発行体制の確保【再掲】

- ・家屋被害が多いほど、家屋調査員が多数必要となるため、罹災証明書を迅速に発行するためには、十分な調査員の確保が必要である。(防災安全課)

○被災宅地等の危険度判定の実施【再掲】

- ・地震により被災した宅地や建築物の危険性を判定し、余震等による二次被害を防ぐため、被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の体制を維持する必要がある。(維持管理課、建築住宅課)

8-3 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○地籍調査事業の推進

- ・災害からの迅速な復旧・復興を図るために、地籍調査事業を推進する必要がある。(地籍調査課)

○応急仮設住宅の供給【再掲】

- ・応急仮設住宅を円滑かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(建築住宅課)